

介護事故発生時の事故報告について

健康医療部 長寿介護課

報告すべき事故とは

1. サービス提供中における死亡事故及び負傷等

- ◆死亡事故・・・事故死の他、自殺を含む
- ◆負傷等・・・概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故

2. その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの

- ◆震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの
- ◆食中毒、感染症及び結核については保健所へ届け出たもの（COVID-19など）
- ◆職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの
- ◆その他報告が必要と判断されるもの

→サービスの提供に影響する内容かどうかという視点で判断してください

実例:「利用者に関する書類の紛失」「利用者が行方不明」

※「茨木市介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取扱い」もご確認ください

事故報告を行う場合の条件

◆ 茨木市が保険者の方

◆ サ高住・住宅型有料老人ホーム利用者の場合、介護サービス 利用中の事故

- 住所地特例対象者など他市が保険者の方については、長寿介護課への報告義務はありません。保険者の自治体へ報告をお願いします。
- サ高住・住宅型有料老人ホームで発生した事故で、介護サービス提供時以外に発生した事故は報告先が異なりますので、詳細は市HPをご確認ください。



次なる
茨木へ
茨木には、次がある。

事故報告の提出方法・状況について

- ◆ 提出方法：オンラインのみ
- ◆ オンラインでの提出率（R6）：95.5%（R7.3.14現在）
- ※（参考）オンラインでの提出率（R5）：73%

「事故報告」の目的は介護事故の減少

- 事故発生⇒家族へ連絡、市へ報告書を提出・・・で終わりではない
- 正しく記録を取り、後々に備えていつでも状況分析できるよう情報を整えておく(だれが、いつ、どのような状況で事故が発生したのか?)
- 事故の経緯や発生原因を分析し、同様の事故再発防止に備える

「事故報告書の提出」で終わらせず、
市内全域での介護事故減少に繋げてほしい



重大事故の共有について

- ほかの事業所にも状況共有が必要だと判断した事故は、
ケア倶楽部等で共有しますので、予めご了承ください。
- なお、共有の際には、個人・事業所の特定につながる情報
は削除します。
- 共有例
 - ① 職員の過失が原因で発生したもの
 - ② 重大な事故につながる恐れがあったもの（利用者の置き去りなど）



次なる
茨木へ

茨木には、次がある。

令和6年度の事故報告を振り返って

- 施設側と利用者側とのコミュニケーション不足により市への苦情につながった事例が多くみられる
- 【内容】事故についての報告がなかった、遅かった、説明が十分ではなかった、など
＝事故そのものではなく、施設側の対応への不満による苦情申立

⇒事故について正しく記録を取り、適切なタイミングで利用者や家族に報告・説明すれば防げたのでは？

- 事故発生時だけではなく、普段から利用者・家族と連携を図り、信頼関係を築いておく必要性

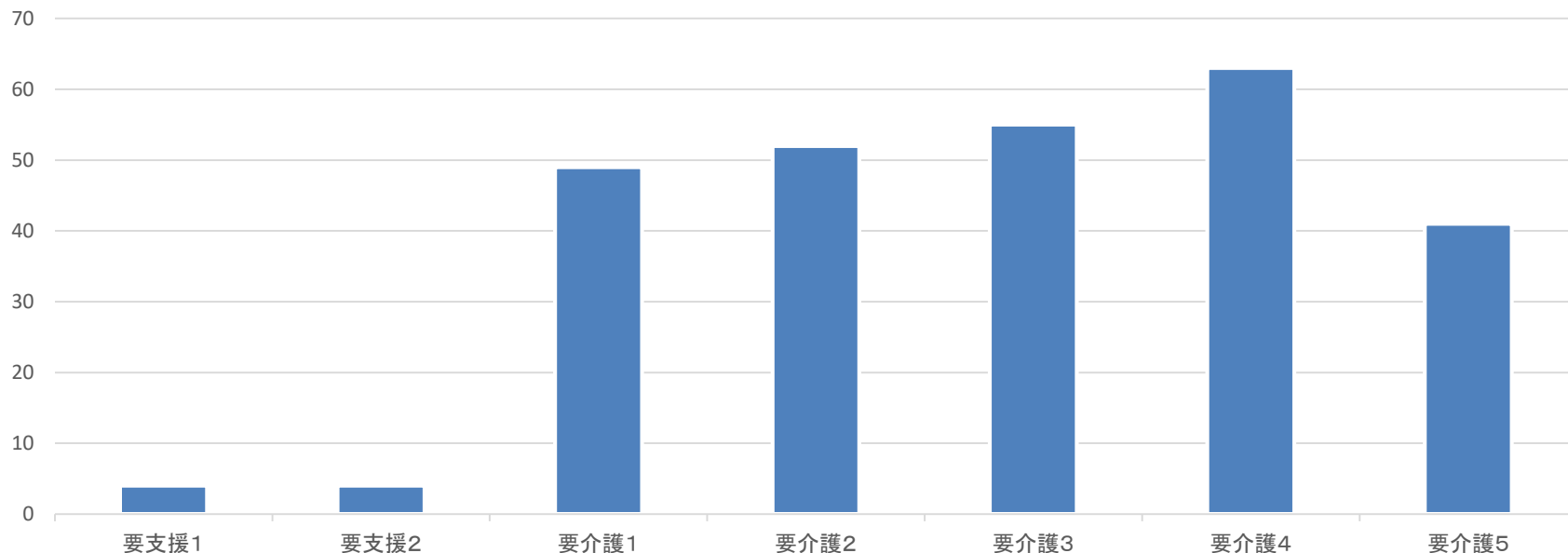


次なる
茨木へ

茨木には、次がある。

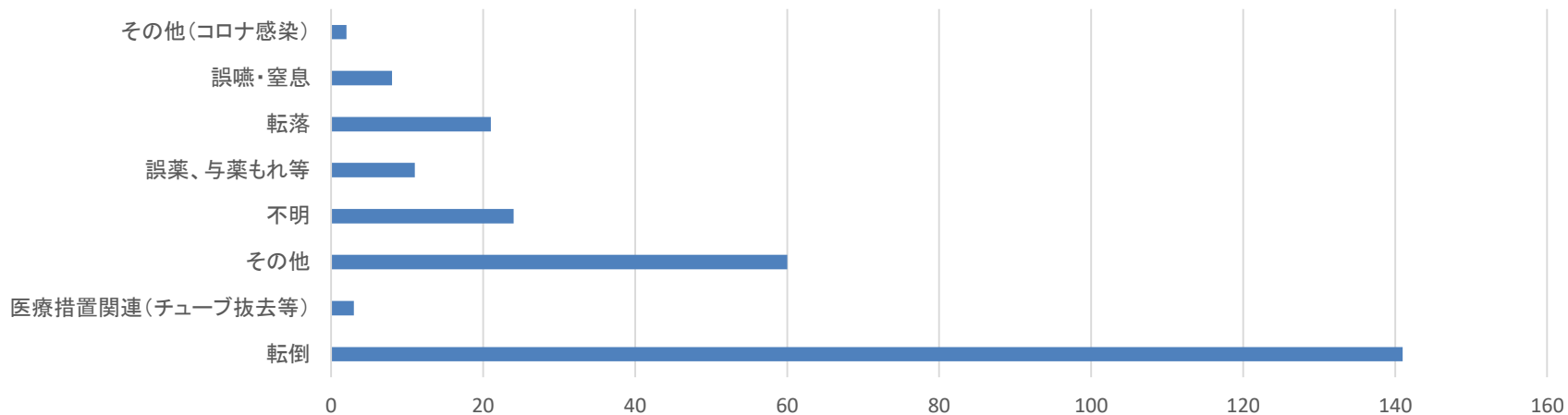
令和6年度の事故分析(1)

事故報告件数(要介護度別)



令和6年度の事故分析(2)

事故報告件数(内容別)



その他の具体的な事例

- 送迎リストから氏名が漏れていたことで、利用者が自宅に取り残される
 - 夏場は熱中症リスクが高まり、重大事故に繋がりがかねない
 - 車内取り残しにもご注意ください
- スタッフの虚偽報告・記録により、利用者家族とトラブルに発展
 - 管理体制の不備



次なる
茨木へ

茨木には、次がある。

介護事故を減らすために

- 市としてできることを検討中

⇒外部講師を招いての研修会など

- 介護事故を少しでも減らすための取り組みとして、市に要望があればぜひご意見をください
- 例：こういう研修会をしてほしい、こういったアドバイスが欲しい etc...



次なる
茨木へ

茨木には、次がある。

重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしくお願いします。(〳切R7.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる
茨木へ

茨木には、次がある。

